

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	小規模事業指導費補助金	経済労働部	経営支援課	<p>当該補助金について、県はコスト分析を行い、そのコストと事業から得られる効果を検討する必要がある。そうでなければ、本件サービス事業が必要最低限のコストで実施されているのか否かについての基本的な情報を把握し、適切な管理をすることができないからである。</p>	<p>当該補助金は、県内事業所の大半を占め地域経済の中核である小規模事業者に対して、経営の改善発達を図るため相談・指導などによる経営改善普及事業に要する経費で、事業実施に携わる商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費を中心とした基本的業務を担うものであり、近年の社会経済環境の変化に伴い、支援ニーズも多様化・複雑化しており、対応に要する時間や労力も様々であることから、相談・指導業務1件当たりの経費をもって単純にコスト分析するなど、その効果を定量的に評価することは困難であるが、例えば、20年度においては、66,734件の相談・指導の実施や2,566件(約118億円)の金融貸付につなげるなど多大な成果を収めている。</p> <p>県では、事業実施にあたり、商工会議所等の合併を推進するなど、団体運営の効率化や補助対象人員の削減に努めている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	小規模事業指導費補助金	経済労働部	経営支援課	<p>当該補助金の支出状況とその効果をみると、支出目的の一部事業については公益上のものと認められるものがあるにしても、業務への他の民間等による参入の道も考えられなくはなく、よって全面的支援の必要性は不透明である。よって、県は早急に、商工会議所乃至は商工会が行う本件サービスの客観的必要性を明らかにするとともに、本件小規模事業指導事業が必要最低限のコストで実施しうよう制度の根本的改善策を検討し実施する必要がある。</p>	<p>商工会・商工会議所は、それぞれ「商工会法」「商工会議所法」に基づき全国に設立された認可法人で、商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした、地域の総合経済団体であり、「小規模事業者支援促進法」において、小規模事業者の経営改善を支援する事業(経営改善普及事業)を実施する「指導団体」として位置づけられている。</p> <p>両団体は、いずれも地区内の商工業者の自発的意思により組織された団体であるため、求められる役割や使命も、必然的に、それぞれの地区の商工業者のニーズを踏まえたものになっており、長年にわたる地域に密着したきめ細かい支援の実績からも、地元商工業者から信頼される存在であり、今後求められる地域経済全体の底上げの担い手としても期待されている。</p> <p>県では、今後とも商工会・商工会議所と連携し、事業の効率的かつ効果的な実施に努めたい。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中小企業団体中央会補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金について、県はコスト分析を行い、そのコストと事業から得られる効果を検討する必要がある。そうでなければ、本件サービス事業が必要最低限のコストで実施されているのか否かについての基本的な情報を把握し、適切な管理をすることができないからである。	当該補助金は、規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等により不利な立場にある中小企業の組織化や中小企業団体の育成を図るため、組合等の指導事業などに要する経費で、事業実施に携わる県中小企業団体中央会の指導員の人件費を中心とした基本的業務を担うものであり、近年の社会経済環境の変化に伴い、支援ニーズも多様化・複雑化しており、対応に要する時間や労力も様々であることから、相談・指導業務1件当たりの経費をもって単純にコスト分析するなど、その効果を定量的に評価することは困難であるが、例えば、20年度においては、6,511件の相談・指導の実施や講習会(19回、1,079名)の実施など多大な成果を収めている。 県では、事業実施にあたり、これまでに補助対象職員の適正規模を見直すなど、団体運営の効率化や人員の削減に努めている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中小企業団体中央会補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金の支出状況とその効果をみると、支出目的の一部事業については公益上のものと認められるものがあるにしても、業務への他の民間等による参入の道も考えられなくはなく、よって全面的支援の必要性は不透明である。よって、県は早急に、本件サービスの客観的必要性を明らかにするとともに、本件中小企業団体中央会事業が必要最低限のコストで実施しうよう制度の根本的改善策を検討し実施する必要がある。	県中小企業団体中央会は、中小企業組合制度の普及発達及び中小企業全体の健全な発達を図るため、「中小企業等協同組合法」により各都道府県に設立された認可法人であり、中小企業の組織化、組合等の組織、事業及び経営の指導、組合に関する教育・情報の提供等を実施する指導団体として位置づけられている。 更に、県中小企業団体中央会は、近年の社会経済環境の変化に伴い、多様化・高度化する支援ニーズに関して、長年の組合等指導事業の実績に基づき、的確な対応が実行されており、最近では、農商工連携や地域資源活用支援などにも積極的に取り組むなど注目を集めており、中央会による中小企業の組織化等の指導事業は、生産性を向上し、価値実現力を高め、対外交渉力を強化するための有効な方策であると期待されている。 県では、今後とも県中小企業団体中央会と連携し、事業の効率的かつ効果的な実施に努めたい。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	農村振興対策事業補助金 愛媛県元気な地域づくり関係事業交付金	農林水産部	農地整備課	農業農村整備事業管理計画は農業農村整備事業の各事業について、あらかじめ関連施策と調整を行い、関係者間の合意形成を図った上で計画的な事業実施を図る必要があるため、市町ごとに策定し、県との協議・同意が必要であるため、県は事業申請、執行に携わっている。 しかしながら、基盤整備をした後の具体的な農業振興効果こそ大切であり、事業主体である市町任せでなく、県もこれに係わり何らかの形で検証していくべきである。	本県で実施する農業農村事業の完了後の効果を検証するシステム試行案を作成予定であったが、平成22年度からは、ほぼ大半の事業が新たに創設される農山漁村地域整備交付金に移行することから、今後、新交付金の制度内容・評価手法等との整合を図り、本県における効果検証システム試行案を作成する。